

追加報告

第10回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

平成21年12月21日(月)

【報告事項】

報告第17号 「下水道普及促進事業」について

報告第18号 「上水道料金」について

報告第17号

「下水道普及促進事業」について

下水道普及促進事業について、別紙のとおり報告します。

平成21年12月21日提出
佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会
会長 朝長 則男

行 財 政 調 書

様式 5号

専門部会	水道部会	分科会	水道局 営業課	事務事業管理コード	財 政	機 構	電 算	条 例	ラ ン ク	B
				佐世保市担当課	営業課	担当係		担当者名	濱野淳子 (内線3551)	
				江迎町担当課	建設課	担当係	下水道係	担当者名	秋葉潔成 (内線268)	
協定項目	水道部会	大項目	02 下水道業務	中項目	08 普及促進	小項目	02 貸付、融資あっ旋	細目		
調整方針案の決定	佐世保市の制度に合わせる。			具体的処理方法等	・合併前に江迎町で融資あっ旋を受けている者は、完済するまであっ旋制度の対象者と考え、完済後には利子補給を行う。 よって、江迎町の『排水設備改造工事資金に関する規則』を対象者がいなくなるまで運用する。 ・佐世保市の『水洗便所改造等資金貸付条例』を廃止し、新たに『水洗便所改造等資金利子補給に関する要綱』を設け、新市に適用する。(平成21年12月定例会市議会提案、第12回合併幹事会 (H21.11.13) で報告済。)					
佐世保市				江迎町				予算・調整方針シミュレーション		課題・問題点
●佐世保市資金貸付制度 ※ 佐世保市水洗便所改造等資金貸付条例 佐世保市水洗便所改造等資金貸付条例施行規定による ① 貸付対象者 【条例】(第3条) (1) 家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者であること (2) 改造工事等の費用を一時に負担することが困難であること (3) 貸付けを受けた資金の償還及び利息の支払い能力を有すること (4) 市民税及び固定資産税を完納していること (5) 市民税又は固定資産税を完納している身元確実な連帯保証人があること ② 貸付限度額 【条例】(第4条) (1) 1戸につき60万円以内 (2) 宅地内排水ポンプを設置する場合は、1戸につき30万円を限度として増額 ③ 貸付けの条件 【条例】(第5条 第1項～第3項) (1) 貸付金の利率は、市が借り入れる地方債の借入利率の範囲内で規程で定める率とする (2) 償還期限は、交付の日の属する月の翌月から起算して60箇月以内とする (3) 償還方法は、貸付けを受けた日の属する月の翌月から元利均等の方法により月賦償還(償還期限前の繰り上げ償還可)【施行規程】(第3条の2) 条例第5条第1項に規定する規程で定める率は、年1.1パーセント ④ 延滞利息 【条例】(第5条 第4項) (4) 延滞金額につき、年10.95パーセント 計算の基礎となる金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、延滞利息に10円未満の端数があるとき又はその金額が10円未満であるときは、端数金額又はその金額を徴収しない。 ④ 利子補給 貸付制度なので利子補給はない ⑤ 貸付件数(平成20年3月31日現在) 8,353件 システム管理 ◎上記の条例、施行規定は全て廃止し、新たに『水洗便所改造等資金利子補給に関する要綱』を設け、新市に適用する。(市の貸付制度を廃止し、金融機関等で借入れ完済した者に対し、応分の利子補給を行うもの。)				●江迎町融資あっ旋制度 ※江迎町排水設備改造工事資金に関する規則による ① 融資あっ旋資格者(第3条) (1) 自己資金のみでは、改造工事に要する費用を一時に負担することが困難であること (2) 建築物の所有者の同意を得た所有者であること (3) 融資を受けた資金の償還について支払い能力を有すること (4) 受益者負担金を納入すること (5) 町税、水道使用料を滞納していないこと (6) 供用開始から3年以内に行う改造工事であること (7) 町長が認める連帯保証人を有すること ② 融資あっ旋限度額(第4条) (1) 1戸につき60万円以内 (2) 共同住宅、自治的団体等の施設:150万円以内 ③ 融資の条件(第5条) (1) 融資利率は、毎年度金融機関と協議して定める (2) 償還は、元金均等方式により60月以内で償還する ④ 利子補給(第9条) 融資金を完済したときに5万円を上限として補給する ⑤ 融資あっ旋申請件数(平成20年3月31日現在) 38件、うち利子補給済み1件 ※帳簿管理 ⑥ 損失補償(第14条) 債務者等の債務不履行によりやむを得ず、取扱い金融機関が損失を被ったと認めた場合、予算の範囲内においてこれを補償するものとする。				○予算 佐世保市 貸付額 平成18年度決算額 47,510,000円(85件) 平成20年度予算額 121,500,000円(200件) 江迎町 利子補給額 平成18年度決算額 6,860円(1件) 平成20年度予算額 150,000円(2件)		【現状の課題・問題点】
								調整方針案 財政シミュレーション	①合併日以降の申請者に対しては、佐世保市の制度を適用する。 合併前に江迎町で融資あっ旋を受けている者に対しては、完済するまであっ旋制度を運用する。 申請者の管理は、貸付金はシステム、融資あっ旋は帳簿とし現行のまま運用する。(システム改修等不要)	【調整方針①の課題・問題点】 ・合併後は佐世保市の制度に合わせるため、住民への周知が必要。 ・利子補給(規則第9条)及び損失補償(規則第14条)をするための予算措置が必要となる。 ・江迎町の規則を一部修正し、合併後も完済するまで運用していく必要がある。
									②	【調整方針②の課題・問題点】

<水洗便所改造等にかかる利子補給制度（案）>

下水道処理区域内のくみ取り便所を改造し又はその他排水設備を設置し公共下水道使用を目的として、市中金融機関等から融資を受けた場合、その支払利息分を補助する制度である。

<利子補給限度額>

○利子補給額 一戸当たり5万円以内（宅地内排水ポンプを設置する場合は7.5万円以内）

<利子補給の条件等>

○金融機関等からの借入は、水洗便所改造資金として1戸につき60万円以内とする。

（宅地内排水ポンプを設置する場合は90万円以内）

○借入金の償還方法は60か月以内とする。

○利子補給は、借入金返済終了後の完済証明をもって支給する。

<その他>

○60万円借入の場合、金融機関11行の平均利息額は、55,370円（平均利率3.53%、償還回数60回）

○低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対しては、佐世保市社会福祉協議会の福祉資金貸付制度あり

（貸付利子…連帯保証人がいる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%）

第 1 4 回 合 併 幹 事 会 へ の 報 告 ・ 協 議 案 件

平成 21 年 12 月 14 日 作成

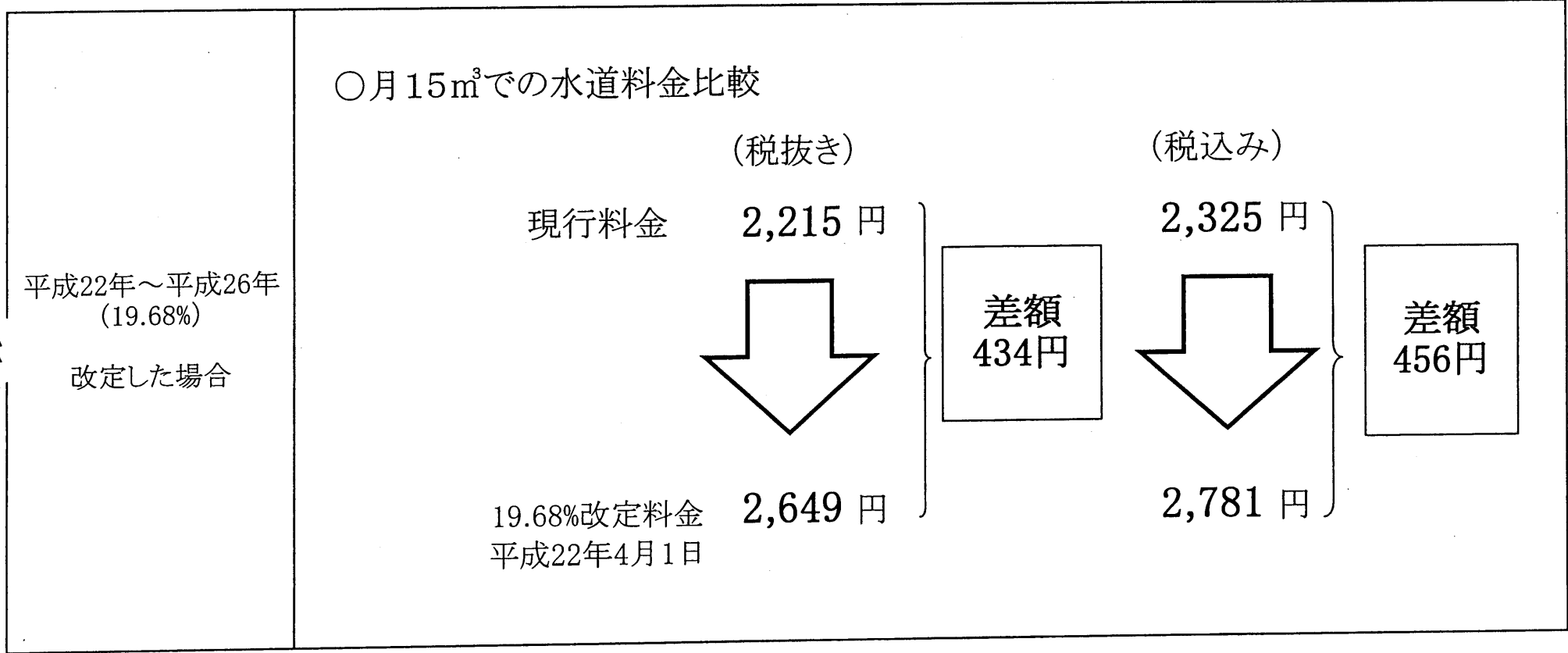
(水道) 部 会 (経 営 管 理) 分 科 会

担 当 者 (吉 崎) 内 線 (3511)

項 目 (事業名・施設名等)	(使用料手数料) 上水道事業 (料金)
ランク	A
調整方針	佐世保市の制度 (負担水準) に合わせる。
調整結果	佐世保市の制度 (負担水準) に合わせる。
具体的処理方法等	平成 21 年 12 月 議 会 に 「 佐 世 保 市 水 道 条 例 の 一 部 改 正 の 件 に 関 する 議 案 を 提 出 。 平成 21 年 12 月 議 会 に お いて 審 議 中 。
現在の課題・問題点	当項目については、平成 20 年 10 月 30 日 開 催 の 第 4 回 合 併 協 議 会 に お いて、佐世保市の制度に合わせることとなり、その理由としては、佐世保市の水道料金が総じて安いためであったが、今回提案の条例改正案が承認されると、佐世保市の水道料金がその理由に相違することとなる。 承認された際には、早急に住民への周知徹底を図り、理解を得る必要がある。
備 考	(条例提案理由) 水道事業の収支の改善を図ることを目的に、平成 22 年 4 月 1 日 から 19.68% の 水 道 料 金 の 改 定 を 行 う た め 提 案 す る も の で す 。 (参考資料) ● 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会第 10 回協議会資料 (市議会企業経済委員会資料 水道条例一部改正の件)

現行料金と改定後料金の差額

参考資料



- 11 -

*本市は2ヶ月に1度の支払いなので、この2倍の金額が実際の支払い金額となります

他都市水道料金調査資料

○長崎 水道料金 (高い順)

No.	県	市町名	給水人口	15m ³ (税込)
1	長崎	平戸	28,990	3,250
2	長崎	新上五島	24,956	3,150
3	長崎	波佐見	15,407	3,150
4	長崎	長崎	437,282	2,997
5	長崎	南島原(口之津)	10,944	2,940
6	長崎	壱岐	7,111	2,910
⑦	佐世保(19.68%改定した場合)		253,839	2,781
7	長崎	小値賀	3,196	2,750
⑧	長崎	江迎	5,970	2,670
9	長崎	時津	29,530	2,650
10	長崎	五島	26,693	2,625
⑪	長崎	鹿町	5,342	2,600
12	長崎	西海	10,379	2,540
13	長崎	大村	84,856	2,493
14	長崎	長与	39,033	2,415
15	長崎	川棚	14,850	2,410
16	長崎	諫早	132,986	2,380
17	佐世保(現行)		253,839	2,325
18	長崎	東彼杵	9,178	2,320
19	長崎	佐々	13,698	2,200
20	長崎	対馬	14,063	2,100
21	長崎	雲仙(吾妻)	23,923	1,960
22	長崎	松浦	17,416	1,753
23	長崎	島原	38,377	1,370

*雲仙市及び南島原市については合併前の料金で それぞれ設定しているため一番高い金額を表示している